

浜田市障害福祉計画（第3期）

計画期間／平成24年度～平成26年度



あいサポーターバッジ

島根県 浜田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	3
第2章 障がい福祉サービス等の提供体制の整備	4
1 手帳（身体・精神・療育）所持者数の推移.....	4
2 平成26年度に向けた目標値.....	5
3 障がい福祉サービス・指定相談支援.....	8
4 地域生活支援事業.....	15
5 サービス見込量確保と相談支援体制の強化.....	20
第3章 計画の推進体制	23
1 市民参画の推進.....	23
2 関係機関の連携.....	23
3 計画の進捗管理.....	23
第4章 資料編	24
1 浜田・江津圏域の障がい者虐待対応連携図.....	24
2 浜田圏域自立支援協議会.....	25
3 浜田市保健医療福祉協議会規則.....	26
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿.....	27
5 障害者福祉専門部会委員名簿.....	28
6 障がい者（児）福祉サービス等事業所一覧.....	29



※ 「あいサポートバッジ」とは、あいサポーターのシンボルバッジです。

誰もが、様々な障がいの特性、障がいのある方が困っていることや、障がいのある方への必要な配慮などを理解して、ちょっとした手助けや配慮などを実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を実現することを目的としています。

あいサポーター（障がい者サポーター）は日常的にこのバッジを身につけ、気軽に手助けをしやすい環境を作るとともに、共生社会の大切さなどを広めます。

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、障がいのある人を取りまく状況はめまぐるしく変動しており、特に障がい者の福祉制度は、平成 15 年度からの支援費制度に始まり、平成 18 年の障害者自立支援法の施行、また、平成 25 年 8 月までには「障害者総合福祉法」（仮称）の施行を目指し、法整備が進んでおります。

このような中、本市では、「浜田市総合振興計画^{※1}」に掲げる『高齢者・障がい者にやさしい環境づくり』を目標とし、ノーマライゼーション理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現にむけて、障がいのある人も地域でいきいきと暮らしていただけるようなシステムづくりを目指しております。

このたび、「第 2 期障害福祉計画」に続く「第 3 期障害福祉計画」を策定するにあたり、国の基本指針を踏まえ、3 年後のあるべき障がい福祉サービスの姿を描きながら、平成 24 年度から 26 年度までの第 3 期計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画の第 3 期計画として策定するものです。

策定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、浜田市保健医療福祉協議会の障害者専門部会、浜田圏域自立支援協議会、市民の意見を反映させ、さらに「浜田市障害者計画（平成 19 年度～平成 24 年度）」、「浜田市地域福祉計画（平成 19 年度～平成 24 年度）」との調和を図りながら策定いたしました。

※1 「浜田市総合振興計画」 長期的な視点から本市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性などを総合的、体系的にまとめた計画のこと。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で、平成 26 年度に見直しを行い、平成 27 年度からの第 4 期計画を定めます。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

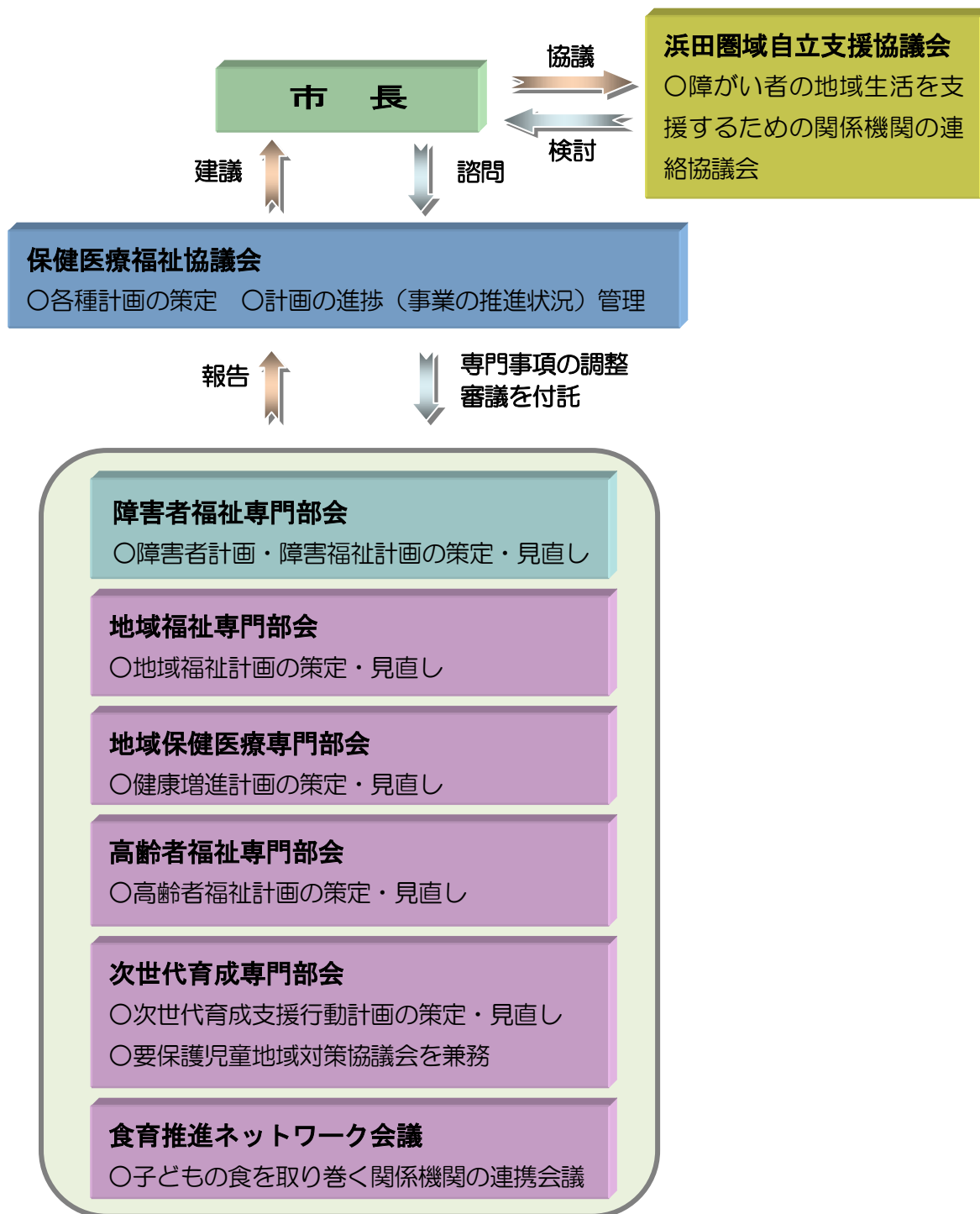
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
浜田市障害者計画						見直し	障害者計画
浜田市地域福祉計画						見直し	地域福祉計画
障害福祉計画（第 1 期）		見直し		障害福祉計画（第 2 期）		見直し	
				見直し		障害福祉計画（第 3 期）	



4 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉総合計画を策定することとしており、本計画は障害者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携・調整を図りながら計画を策定しました。



第2章 障がい福祉サービス等の提供体制の整備

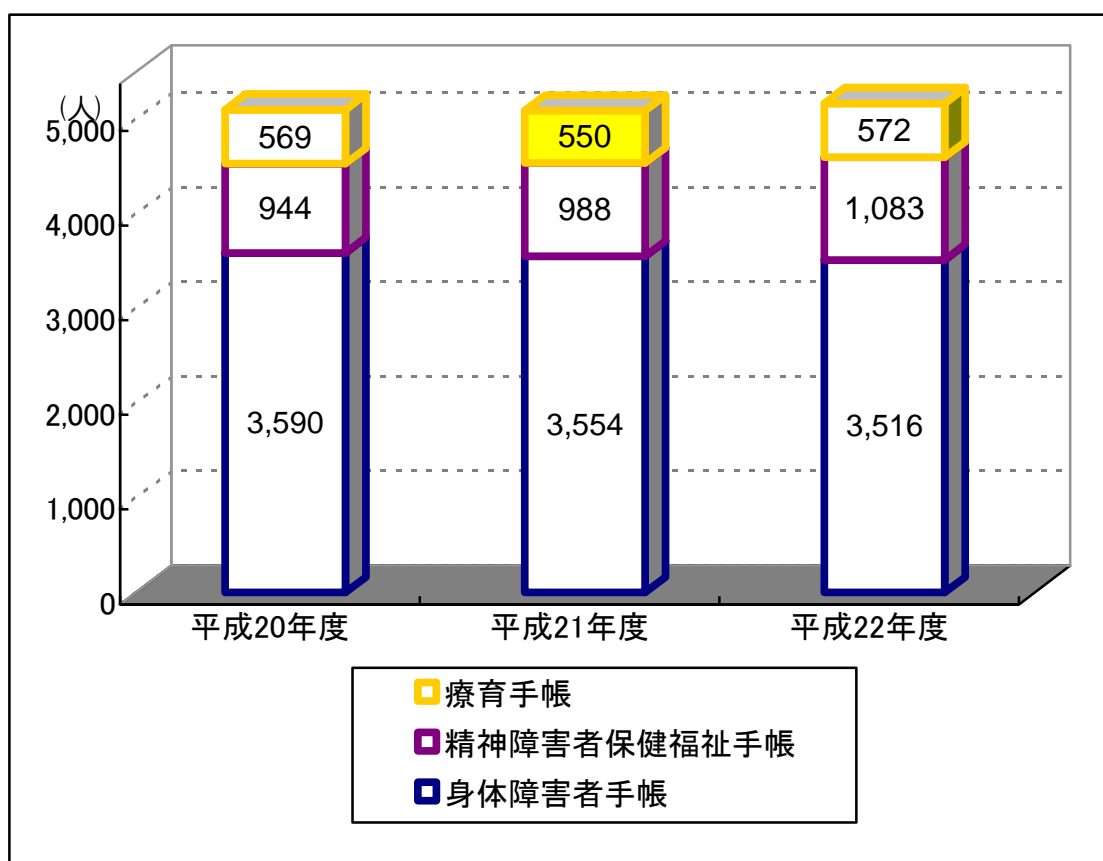
1 手帳（身体・精神・療育）所持者数の推移

平成20～22年度における各手帳の所持者数は、次のとおり推移しています。

■手帳所持者数

手帳名	平成20年度 (人)	平成21年度 (人)	平成22年度 (人)	増減数(人) 平成20-22年度
身体障害者手帳	3,590	3,554	3,516	▲74
精神障害者 保健福祉手帳	(944)391	(988)385	(1,083)398	(139)7
療育手帳(知的)	569	550	572	3
合 計	4,550	4,489	4,486	▲64

※表中()内は自立支援医療受給者数。



2 平成26年度に向けた目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	114人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	94人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	20人 18%	減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	17人 15%	施設入所からグループホーム ^{※4} ・ケアホーム ^{※5} 等へ移行した者の数

《備考》

○国の目標

- ・現時点の施設入所者数の3割以上を地域生活へ移行する。
- ・平成26年度末の施設入所者数を現在の施設入所者数から10%以上削減する。

○現在の施設入所者数とは、入所期間の長短を問わず、平成17年10月1日時点で入所施設に入所している者とする。

○地域生活移行者数について、その対象者は全施設入所者の中で長期的な入所が常態化している者であり、身体障害者療護施設(入所)、身体障害者更生施設(入所)、身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等から地域生活へ移行する者が想定される。また、上記で示した旧体系のほか、新体系での移行先として、次の施設が考えられる。生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援^{※1}、就労継続支援(A型)^{※2}、就労継続支援(B型)^{※3}。

○現在の利用者数には、新規整備予定の施設利用者数は含まれない。

目標達成に向けた取り組み

- 福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練(生活訓練)等のサービスを提供します。
- 地域の生活の場として必要となるグループホーム等については、設置を推進するために社会福祉法人等に対して必要な支援を行い、共同生活援助(グループホーム)^{※4}・共同生活介護(ケアホーム)^{※5}を整備します。
- 地域での日常生活を支援するため、事業者への参入促進を図り、訪問系サービスや生活介護、地域活動支援センター等を確保します。
- これらにより、地域生活へ移行することをめざします。

※1 「就労移行支援」 P11 参照。

※2 「就労継続支援(A型)」 P11 参照。

※3 「就労継続支援(B型)」 P11 参照。

※4 「共同生活援助(グループホーム)」 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設のこと。

※5 「共同生活介護(ケアホーム)」 主として夜間、共同生活を営むべき住居において、介護、家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援をおこなう施設のこと。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値(人)	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	1	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労したものの数
【目標値】 平成26年度末の一般就労移行者数	5	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労したものの数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値(人)	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	440	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	44	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(4) 就労継続支援(A)事業の利用者の割合

項目	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者(A)	27人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用継続用者	150人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者(B)	177人	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】 平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A) / (B)	18%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

備考》

○国の目標

・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

○現在の一般就労移行者数は、平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。

○平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労支援事業所を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。

○現在の施設利用者数は、平成17年度における施設利用者数。

○一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(A型)及び福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

目標達成に向けた取り組み

- 地域活動支援センター^{※1}等の事業者に対して、就労移行支援事業や就労継続支援事業へ移行するように支援を行い、サービス基盤整備に努めます。
- 公共職業安定所や事業所と連携し、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）^{※2}等を活用し、本格的な雇用に向けた支援を行います。
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度^{※3}の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、職場への定着を支援します。
- サービス事業者・公共職業安定所・事業所、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進していきます。
- 障がい種別や利用者のニーズに応じたきめ細かい就労支援体制の構築に努め、平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する人を毎年5人をめざします。
- 地方自治法の改正による随意契約を活用するなどして、障害者施設等における官公需の受注拡大を図ります。



- ※1 「地域活動支援センター」 障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図る場所。
- ※2 「障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)」 事業主が障がい者を短期の試行雇用の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進する事業。
- ※3 「職場適応援助者(ジョブコーチ)助成金制度」 就職又は職場定着に課題を有する障がい者に対して、円滑に職場に適応できるように職場・適応援助者（ジョブコーチ）による援助を行う社会福祉法人等及び事業主に対して、その費用の一部を助成する制度。

3 障がい福祉サービス・指定相談支援

現 状

平成23年9月における実績は以下のとおりとなっています。

日中活動系サービス及び居住系サービスの平成24年度以降のサービス見込量は、平成21年下期から23年度上期までの実績を踏まえて推計を行いました。
(※利用量(時間・人日)は、1ヶ月の総数。人日は1人が1日利用で1人日。)

《訪問系》

■ 訪問系サービス

サービス種類	支給決定者数(人)	利用者数(人)	利用量(時間)
居宅介護	98	92	1,234
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	6	5	77
重度障害者等包括支援	0	0	0
小 計 (A)	104	97	1,311

《日中活動系》

■ 日中活動系サービス

サービス種類	支給決定者数(人)	利用者数(人)	利用量(人日)
生活介護	185	183	3,170
自立訓練(機能訓練)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	3	3	60
宿泊型自立訓練	0	0	0
就労移行支援	11	10	152
就労移行支援(養成施設)	0	0	0
就労継続支援(A型)	19	18	375
就労継続支援(B型)	132	130	2,423
小 計 (B)	350	344	6,180

■ 短期入所

サービス種類	支給決定者数(人)	利用者数(人)	利用量(人日)
短期入所	122	18	185

■ 療養介護

サービス種類	支給決定者数(人)	利用者数(人)	利用量(人日)
療養介護	5	5	149

《居住系》

■ 居住系サービス

サービス種類	支給決定者数(人)	利用者数(人)	利用量(人日)
共同生活介護	62	61	1,786
共同生活援助	31	31	889
小計 (A)	92	92	2,675

■ 施設入所支援

サービス種類 (旧法分除く)	支給決定者数(人)	利用者数(人)	利用量(人日)
施設入所支援	76	76	2,250

■ 精神障害者社会復帰施設

サービス種類	利用者数(人)
自立訓練(生活訓練施設)	3
基準該当自立訓練(機能訓練)	0
サービス利用計画作成費	13
小計 (C)	16

① 訪問系サービス

サービス内容

◆ 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行う「居宅介護」の量的・質的充実を図ります。

◆ 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行う「重度訪問介護」の充実を図ります。

◆ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の移動中の介護を行う「同行援護」の充実を図ります。

◆ 行動援護

重度の知的障がい、または重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や他害、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行う「行動援護」の充実を図ります。

◆ 重度障害者等包括支援

常時介護を有する障がい者であり、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供する「重度障害者等包括支援」についてはニーズの把握に努めながら、サービスの提供基盤整備を促進します。

サービス見込量

サービスの種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	1,296 時間分	1,361 時間分	1,429 時間分
重度訪問介護	1 人分	1 人分	1 人分
同行援護	8 人分	9 人分	10 人分
行動援護	6 人分	7 人分	8 人分
重度障害者等包括支援	1 人分	1 人分	1 人分

② 日中活動系サービス

サービス内容

◆ 生活介護

昼間、障がい者の支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供する「生活介護」の充実を図ります。

◆ 自立訓練

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」の充実を図ります。

◆ 就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行う「就労移行支援」の充実を図ります。

◆ 就労継続支援 A 型

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援 A 型」の充実を図ります。

◆ 就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援 B 型」の充実を図ります。

◆ 療養介護

医療と常時介護が必要な障がい者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行う「療養介護」の充実を図ります。

◆ 短期入所

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行う「短期入所」の充実を図ります。

サービス見込量

サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	3,330 人日分	3,497 人日分	3,672 人日分
	194 人分	206 人分	218 人分
自立訓練（機能訓練）	20 人日分	20 人日分	20 人日分
	1 人分	1 人分	1 人分
自立訓練（生活訓練）	80 人日分	100 人日分	120 人日分
	4 人分	5 人分	6 人分
就労移行支援	540 人日分	555 人日分	570 人日分
	36 人分	37 人分	38 人分
就労継続支援（A型）	420 人日分	480 人日分	540 人日分
	21 人分	24 人分	27 人分
就労継続支援（B型）	2,530 人日分	2,660 人日分	2,790 人日分
	136 人分	143 人分	150 人分
療養介護	30 人分	30 人分	30 人分
短期入所	210 人日分	210 人日分	210 人日分
	21 人分	21 人分	21 人分



③ 居住系サービス

サービス内容

◆ 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、または食事や入浴、排せつの介護を行う「共同生活援助（グループホーム）」「共同生活介護（ケアホーム）」について、事業者への支援により、量的・質的充実を図ります。

◆ 施設入所支援

日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している障がい者が自立した日常生活を営むことができるように、夜間における居住の場等を提供する「施設入所支援」の充実を図ります。

サービス見込量

サービスの種類	平成 24 年度(人分)	平成 25 年度(人分)	平成 26 年度(人分)
共同生活援助	123	130	137
共同生活介護			
施設入所支援	99	97	94



④ 相談支援

サービス内容

障がい福祉サービスを利用する障がい者のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や特別支援学校^{※1} 卒業生等、自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

サービス見込量

サービスの種類	平成 24 年度(人分)	平成 25 年度(人分)	平成 26 年度(人分)
計画相談支援	15	62	160
地域相談支援(地域移行支援 ^{※2} に限る)	6	6	6
地域相談支援(地域定着支援 ^{※2} に限る)	3	4	3



※1 「特別支援学校」 身体障がい者等に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を習得することを目的とする学校のこと。

※2 「地域移行支援」「地域定着支援」 日常生活上の危機(受療・受診中断者)が生じている精神障害者に対し、医療・福祉の包括的な支援を行うことにより、地域生活への移行と地域生活移行後の地域への定着が継続可能になるための支援のこと。

4 地域生活支援事業

障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業が創設されました。

地域生活支援事業は、本市では以下の事業を実施します。事業内容及び見込量は次のとおりです。

- | |
|-----------------|
| ① 相談支援事業 |
| ② 住宅入居等支援事業 |
| ③ コミュニケーション支援事業 |
| ④ 日常生活用具給付等事業 |
| ⑤ 移動支援事業 |
| ⑥ 地域活動支援センター事業 |
| ⑦ 日中一時支援事業 |
| ⑧ 社会参加促進事業 |
| ⑨ 成年後見制度利用支援事業 |

① 相談支援事業

サービス内容

相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング^{※1}、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。

サービス見込量

■ 実施見込み箇所数

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	5 か所	5 か所	5 か所
	地域自立支援協議会	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業		検討中	検討中	検討中
住宅入居等支援事業		有	有	有
成年後見制度利用支援事業		有	有	有

※1 「ピアカウンセリング」障がい者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話しあうことにより、辛さを分かち合い、助言しあっていくこと。

② 住宅入居等支援事業

サービス内容

施設や病院などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居を希望しているが、様々な理由で入居が困難な状況にある障がいのある人たちの入居及び入居後に必要な支援を行います。

サービス見込量

■ 利用見込み者数

区 分	平成 24 年度 (月回数)	平成 25 年度 (月回数)	平成 26 年度 (月回数)
住宅入居等支援事業	5	7	10

③ コミュニケーション支援事業

サービス内容

コミュニケーション支援を円滑に実施するため、手話通訳奉仕員・要約筆記者を養成するための研修等を行い人材の確保を図ります。

意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳、要約筆記者^{※1}を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。

サービス見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
研修実施見込み箇所数	1(か所)	1(か所)	1(か所)
研修参加見込み者数	20(人)	20(人)	20(人)

区 分	平成 24 年度 (月回数)	平成 25 年度 (月回数)	平成 26 年度 (月回数)
コミュニケーション支援事業	17	19	21

※1 「要約筆記者」聴覚障がい者へ、話している内容を要約し、文字として伝えることに従事する通訳者のこと。

④日常生活用具給付等事業

サービス内容

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者に対して、日常生活が円滑に行われるように、日常生活用具を給付または貸与し、自立した生活を促進します。

サービス見込量

■ 給付等見込み件数

区 分	平成 24 年度 (件数)	平成 25 年度 (件数)	平成 26 年度 (件数)
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	7	7	7
在宅療養等支援用具	17	17	17
情報・意思疎通支援用具	25	25	25
排泄管理支援用具	363	363	363
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1

⑤ 移動支援事業

サービス内容

屋外での移動が困難な障がい者に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。

サービス見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	11(か所)	12(か所)	13(か所)
利用見込み者数	79(人)	81(人)	83(人)
延べ利用見込み時間数	3,541(時間)	3,631(時間)	3,721(時間)

⑥ 地域活動支援センター事業

サービス内容

地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。

併せて、地域活動支援センターの機能強化を促進し、障がい者の地域における生活支援の促進を図ります。

サービス見込量

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
基礎的事業	実施見込み箇所数	5 (か所)	5 (か所)	5 (か所)
	実利用見込み者数	95 (人)	90 (人)	90 (人)
機能強化事業	実施見込み箇所数	1 (か所)	1 (か所)	1 (か所)
	実利用見込み者数	27 (人)	28 (人)	30 (人)

⑦ 日中一時支援事業

サービス内容

日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に、日中における活動の場を提供します。

サービス見込量

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込み箇所数	10 (か所)	10 (か所)	10 (か所)
利用見込み者数 (人)	14 (人)	15 (人)	15 (人)

⑧ 社会参加促進事業

サービス内容

障がいのある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | ○芸術・文化講座開催等事業 |
| ○点字・声の広報等発行事業 | ○生活訓練事業 |
| ○自動車運転免許取得・改造助成事業 | ○その他社会参加促進事業 |

⑨ 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

精神・知的障がい等により、自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人^{※1}等の援助が受けられるよう支援します。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

サービス見込量

区 分	平成 24 年度 (人)	平成 25 年度 (人)	平成 26 年度 (人)
利用見込み者数	2	3	5

※1 「後見人」 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人のこと。

5 サービス見込量確保と相談支援体制の強化

① 業者への参入促進

障がい福祉サービスや相談支援事業、移動支援事業等の事業者の確保を図るため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。

地域活動支援センター等の既存施設に対して、各事業者の意向を尊重しながら、新体系への円滑な移行を促進するための必要な支援を行います。

② 人材の育成と資質向上の推進

障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるように、県と連携して障害程度区分認定調査員^{※1}や相談支援従事者等、サービスを提供する人やこれらの人に必要な指導を行う人材の育成や、研修等による質の向上を図ります。

③ 相談支援体制の充実・強化

相談支援体制の充実・機能強化に向け、各相談支援機関の連携を図るとともに相談支援員等のスキルアップを促進します。

また、浜田圏域自立支援協議会を設置して、障がい者の地域生活における課題やニーズ等を把握し、関係機関での情報共有や連携を図るとともに、社会資源の有効活用や開拓等の提言などを行います。

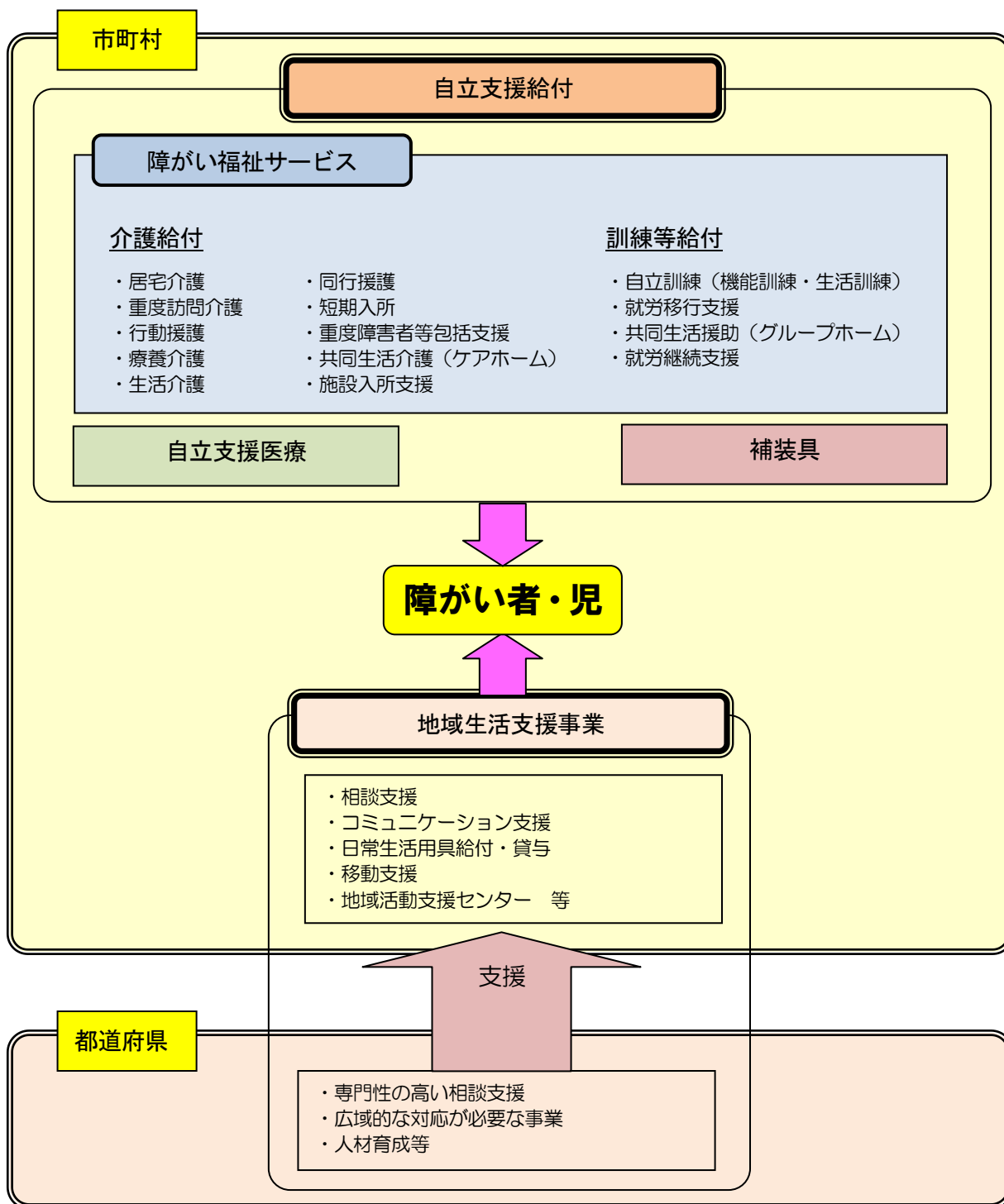
④ 障がいのある人に対する虐待の防止

浜田圏域自立支援協議会を活用して、関係団体・機関や専門機関との連携を強化し、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合の虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応、再発防止ができる体制づくりを推進します。

また、市民の虐待に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るよう関係機関とも連携して広報・啓発を推進します。

※1「障害程度区分認定調査員」障害者自立支援法に基づき、身体、知的、精神の各障害者に必要な介護の時間を統一の基準で算定し、「非該当」「区分1」から「区分6」まで7段階の区分に認定調査をする調査員のこと。

(1) 総合的な自立支援システムの全体像



(2) 障がい福祉サービス体系

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）
重度訪問介護
行動援護
同行援護
重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

生活介護
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
療養介護
児童デイサービス
短期入所（ショートステイ）

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）
共同生活介護（ケアホーム）
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

※この他、「地域生活支援事業」として、移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援等事業実施

第3章 計画の推進体制

1 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が大変重要となります。障がいのある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障がい者福祉に関係するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

2 関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境などさまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

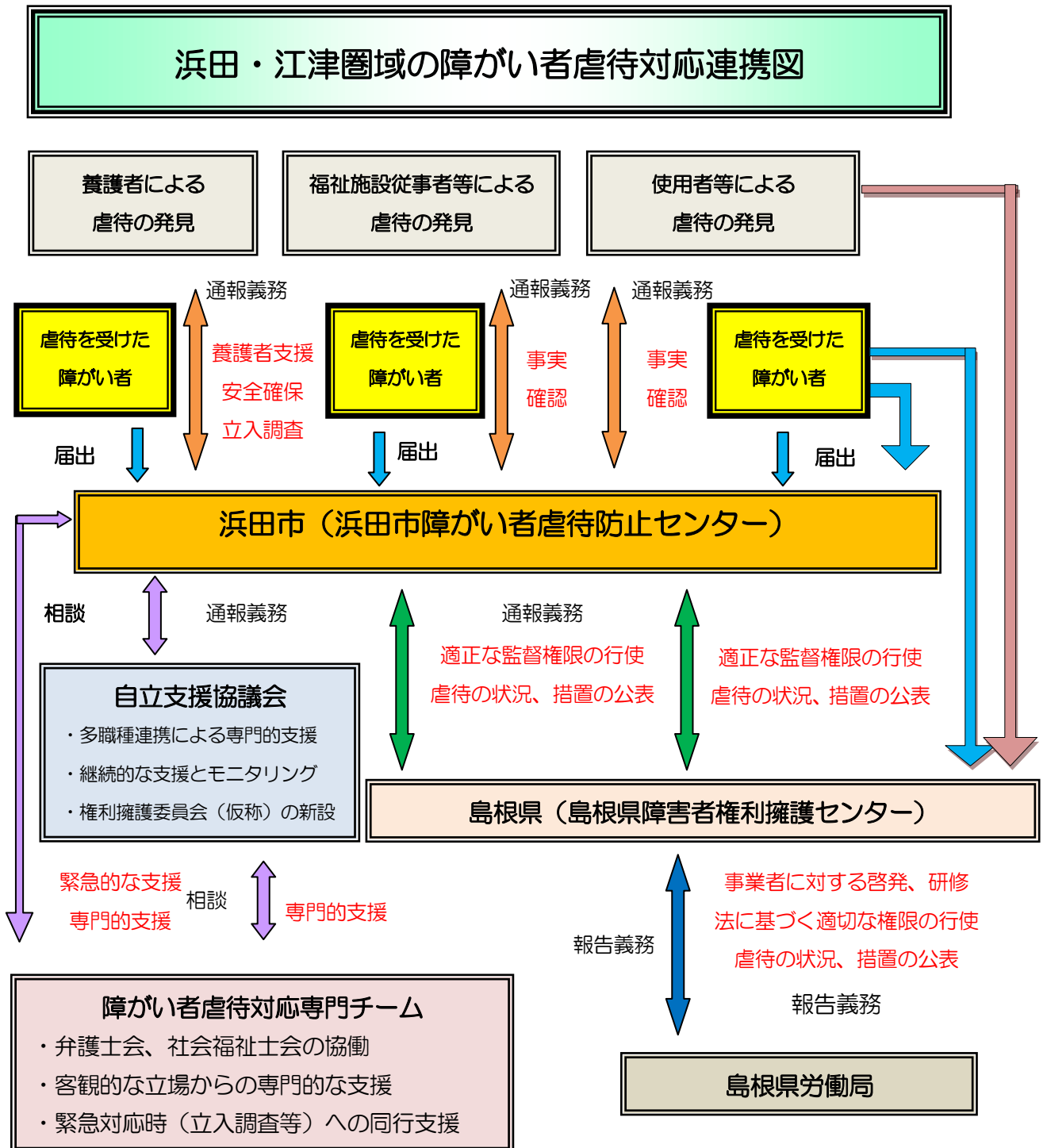
3 計画の進捗管理

本計画は、浜田市保健医療福祉協議会において、計画の策定・進捗管理を着実に推進します。さらに、必要に応じて障害者福祉専門部会・浜田圏域自立支援協議会においても協議・検討し、各種施策の実施状況の把握・点検を行います。また、障がい者施策の一層の充実に向けて、制度運用等における課題や問題点等の改善について国や県へ要望していきます。



第4章 資料編

1 浜田・江津圏域の障がい者虐待対応連携図

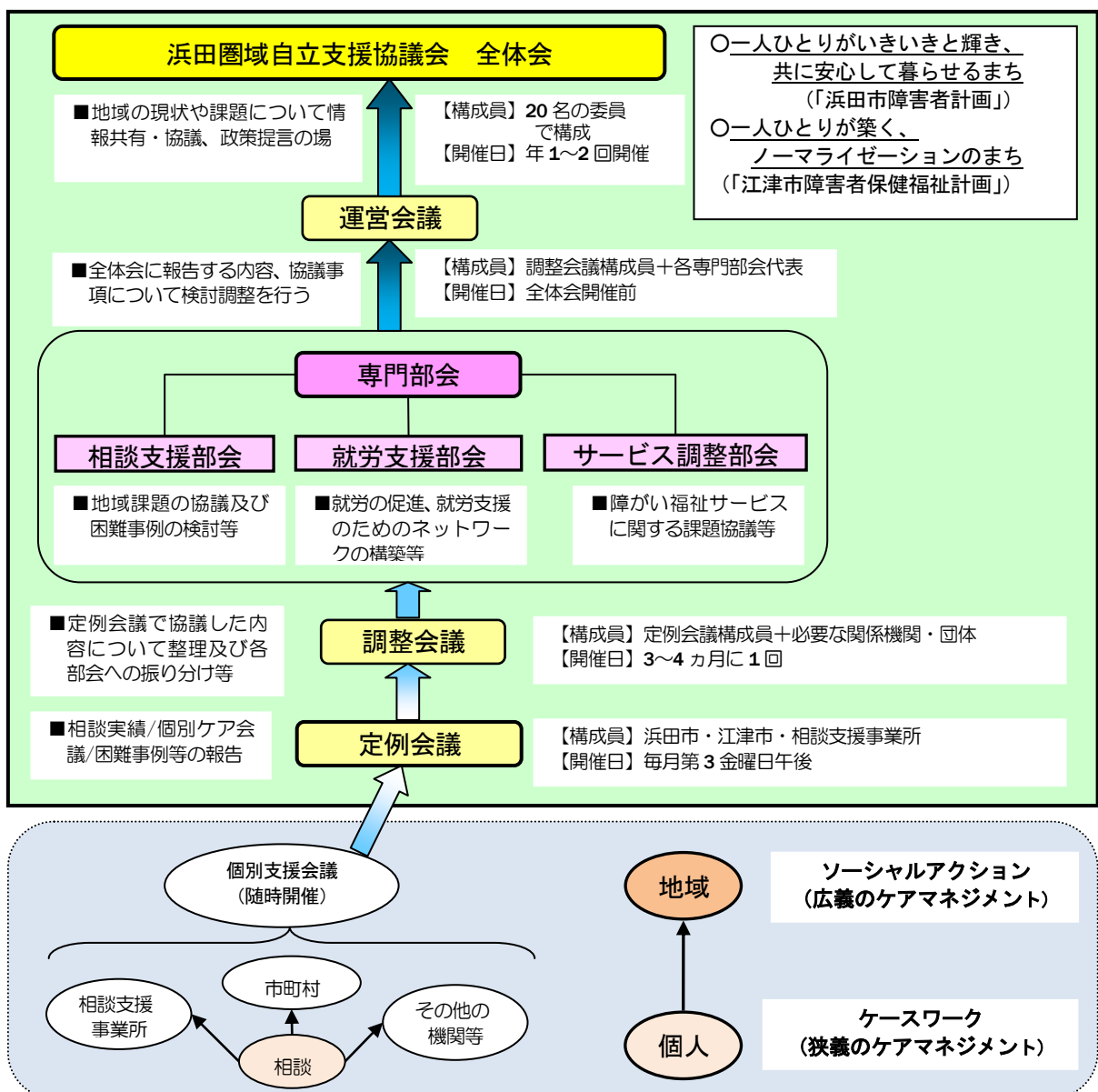


2 浜田圏域自立支援協議会

地域における障がい者福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議で、地域の障がい者福祉のシステムづくりに関して、中核的役割を果たす定期的な協議の場として位置付けられています。

この浜田圏域自立支援協議会の基礎となる相談支援事業について、浜田市では隣接の江津市と連携して実施していることから、両市を含む浜田圏域での地域自立支援協議会を設置することとしています。

浜田圏域自立支援協議会のイメージ図



3 浜田市保健医療福祉協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は市民福祉部調整室において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

4

浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(平成23年11月22日現在)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	沖田 旺治	
浜田市社会福祉協議会	会長	小谷 典弘	副会長
島根県立大学	准教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ 島根	事務長	斎藤 智和	
那賀郡医師会	会長	寺井 勇	
浜田歯科医師会	会長	杉本 哲司	
浜田市薬剤師会	会長	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
浜田市民生児童委員協議会	会長	岡田 繁	
浜田市保育連盟	会長	平野 光徳	
障がい者団体	代表	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船附 克己	
浜田保健所	所長	竹内 俊介	会長
浜田警察署	署長	新井 千尋	
浜田児童相談所	所長	景山 博教	
浜田市校長会	会長	岩迫 輝彦	
浜田自治区地域協議会	会長	亀谷 利幸	
金城自治区地域協議会	会長	永見 利久	
旭自治区地域協議会	会長	木村 豪成	
弥栄自治区地域協議会	会長	栗栖 一雄	
三隅自治区地域協議会	会長	三浦 一夫	
計		21名	

(任期：平成24年3月31日まで)

5 障害者福祉専門部会委員名簿

(平成23年10月1日～平成24年3月31日)

区分	団体等	委員	備考
当事者団体	浜田市身体障害者福祉協会	西田 正行	部会長
	浜田市手をつなぐ育成会	中田 哲弘	
	西川病院いわみ会	濱田 豊	
	浜田市ミニ療育風の子	白川 英代	
医療関係	西川病院医療相談室	山本 直紀	
就労関係	浜田公共職業安定所	小川 宏二	
	浜田障害者就業・生活支援センター レント	白川 晶己	
教育関係	島根県立浜田養護学校	大濱 浩子	
関係行政機関	島根県浜田保健所	天野 和子	
	島根県浜田児童相談所	細川 康男	
関係団体	浜田市社会福祉協議会	服部 浩明	
	地域生活支援センター らいふ	山崎 幸史	副部会長
	浜田市障害者生活支援センター	勝田 淑子	
	島根県西部視聴覚障害者情報センター	和田 尚	
	地域活動支援センター 浜っ子作業所	沖田 和美	
計		15名	

6 障がい者（児）福祉サービス等事業所一覧

この一覧は平成24年2月末現在の状況です。新サービス体系への移行により、今後変動の可能性があります。

行政機関

施設名			住 所	電話番号
浜田市	高齢障がい 福祉課	障がい 福祉係	浜田市殿町1番地	0855-25-9322（直通） 0855-22-2612（代表）
金城 支所	市民福祉課	福祉係	浜田市金城町 下来原171	0855-42-1235
旭 支所	市民福祉課	福祉係	浜田市旭町今市 637	0855-45-1435
弥栄 支所	市民福祉課	福祉係	浜田市弥栄町 長安本郷542-1	0855-48-2656
三隅 支所	市民福祉課	福祉係	浜田市三隅町三隅 1434	0855-32-2806

相談支援事業所

施設名	住 所	電話番号
相談支援事業所 島根整肢学園	江津市渡津町1926	0855-52-2442
相談支援事業所 陽だまり	浜田市港町285-1	0855-22-8115
地域生活支援センター らいふ	浜田市殿町103-1	0855-22-0908
浜田市障害者生活支援センター	浜田市殿町21-1	0855-22-8085

その他の相談窓口

施設名	住 所	電話番号
島根県高次脳機能障害者支援事業 浜田圏域 相談支援拠点事業所	江津市渡津町 1926 西部島根医療福祉センター	0855-52-2442
島根県西部発達障害者 支援センター ウインド	浜田市上府町イ 2589	0855-28-0208
浜田障害者就業・ 生活支援センター レント	浜田市殿町 75-8	0855-22-4141
島根県西部視聴覚障害者 情報センター (いわみーる内)	浜田市野原町 1826-1	0855-24-9334
浜田保健所 (心の健康相談、難病相談 等)	浜田市片庭町 254	0855-29-5550 0855-29-5554
浜田児童相談所	浜田市上府町イ 2591	0855-28-3560
浜田養護学校	浜田市国分町 342-2	0855-28-2200
江津清和養護学校	江津市渡津町 772	0855-52-2613
浜田ろう学校	浜田市国分町 342-2	0855-28-0146
盲学校	松江市西浜佐陀町 468	0852-36-8077
ハローワーク 浜田	浜田市殿町 21-6	0855-22-8609
浜田市社会福祉協議会	浜田市野原町 859-1	0855-22-0094
浜田圏域住まいのサポートセンター (相談支援事業所 陽だまり 内)	浜田市港町 285-1	0855-22-8115

障害児等療育支援事業

施設名	住 所	電話番号
西部島根医療福祉センター	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
桑の木園	浜田市金城町七条ハ 559-2	0855-42-0091

地域療育事業

施設名	住 所	電話番号
こくぶ学園地域療育事業 (かもめ教室)	浜田市上府町イ 2589	0855-28-0145

短期入所事業

施設名	住 所	電話番号
安養学園 (知/児)	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
桑の木園 (知)	浜田市金城町七条ハ 559-2	0855-42-0091
こくぶ学園 (児)	浜田市上府町イ 2579	0855-28-0145
さんあい障害者ショートステイ (身)	浜田市金城町 下来原 1541-20	0855-42-2300
島根療護園 (身)	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
短期入所事業所「港夢」 (精/知)	浜田市港町 285-1	0855-22-8115
ぴゅあホーム (全)	浜田市内村町 794-1	0855-27-0099
特別養護老人ホーム 風の里陽光苑(身)	江津市桜江町長谷 2723-2	0855-92-8450

日中一時支援事業

施設名	住 所	電話番号
アクティブ工房 (全)	浜田市港町 284-8	0855-23-7913
安養学園 (知/児)	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
くるみ学園 (児)	邑智郡邑南町中野 3595-18	0855-95-0327
桑の木園 (知)	浜田市金城町七条ハ 559-2	0855-42-0091
こくぶ学園 (児)	浜田市上府町イ 2579	0855-28-0145

さんあい障害者 ショートステイ（身）	浜田市金城町 下来原 1541-20	0855-42-2300
島根療護園（身）	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
生活介護事業所「ひまわり」 （児/知/精）	浜田市港町 277	0855-28-7350
生活介護事業所「浜っ子」（知）	浜田市殿町 83-122	0855-22-2824
やさか風の里（児/全）	浜田市弥栄町木都賀 506-2	0855-48-3263
短期入所事業所「港夢」（精）	浜田市港町 285-1	0855-22-8115
地域活動支援センター 「オアシス」（精）	浜田市港町 285-1	0855-22-8115

居宅介護事業

重度訪問介護事業

施設名	住 所	電話番号
あいの会（全）	浜田市三隅町三隅 370-3	0855-32-2763
（有）あおぞら（全）	浜田市紺屋町 84-7	0855-22-0528
アゼーリ訪問介護ステーション （身/知/児）	浜田市三隅町河内 451-1	0855-32-2112
青山ヘルパーステーション（全）	江津市二宮町神主 1964-31	0855-54-3100
有福ホームヘルパーステーション（全）	江津市有福温泉町 546	0855-56-0234
介護屋さんホット（全）	浜田市朝日町 1518 グランディ朝日 2FA	0855-24-1388
（有）ケアサービス浜田 居宅介護事業所（全）	浜田市港町 209-5	0855-22-3760
サポートセンターふかふか（全）	浜田市殿町 103-1	0855-22-8007
（株）爽やかケア山陰（全）	江津市江津町 890-2	0855-54-0570
サンキ・ウエルビィ 介護センター浜田（全）	浜田市黒川町 4196 岡本ビル 2F1号	0855-22-7951
（有）三晃（全）	浜田市下府町 1579-2	0855-24-8582
スマイル・ヘルパーステーション（全）	浜田市港町 293-2	0855-23-5596

ニチイケアセンター浜田 (全)	浜田市田町 1681 小川ファミリービル 2F	0855-24-2027
浜田市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所 (全)	浜田市野原町 859-1 浜田市総合福祉センター内	0855-22-0094
浜田市障害者 ヘルパーステーション (全)	浜田市殿町 21-1	0855-22-8085
ヘルパーあさひ (全)	浜田市旭町今市 1039	0855-45-0066
白寿園 (全)	江津市江津町 1110	0855-52-0006
ヘルパーステーション 合歓の郷 (全)	江津市後地町 821	0855-55-3131
ヘルパーみすみ (全)	浜田市三隅町向野田 605-2	0855-32-1831
訪問介護センターさくらえ (全)	江津市桜江町小田 138-1	0855-92-1440
弥栄福祉会居宅サービス事業所 (全)	浜田市弥栄町 長安本郷 442-2	0855-48-2150
弥栄ヘルパーひだまり (全)	浜田市弥栄町 木都賀イ 539-1	0855-48-2740
ヘルパーステーションひまわり (全)	邑智郡邑南町中野 3594-21	0855-95-3250
ヘルパーステーションいぶき (全)	浜田市熱田町 716-34	0855-27-0767

行動援護事業

施設名	住 所	電話番号
有福ホームヘルパー ステーション (全)	江津市有福温泉町 546	0855-56-0234
介護屋さんホット (全/児)	浜田市朝日町 1518 グランディ朝日 2FA	0855-24-1388
(有) ケアサービス浜田 居宅介護事業所 (全)	浜田市港町 209-5	0855-22-3760
サポートセンターふかふか (全)	浜田市殿町 103-1	0855-22-8007
(株) 爽やかケア山陰 (全)	江津市江津町 890-2	0855-54-0570
(有) 三晃 (全)	浜田市下府町 1579-2	0855-24-8582
弥栄福祉会 居宅サービス事業所 (全)	浜田市弥栄町 長安本郷 442-2	0855-48-2150
ヘルパーステーションいぶき (全)	浜田市熱田町 716-34	0855-27-0767

移動支援事業

施設名	住 所	電話番号
あいの会 (全)	浜田市三隅町三隅 370-3	0855-32-2763
(有) あおぞら (全)	浜田市紺屋町 84-7	0855-22-0528
青山ヘルパーステーション (知/身)	江津市二宮町神主 1964-31	0855-54-3100
(有) ケアサービス浜田 居宅介護事業所 (全)	浜田市港町 209-5	0855-22-3760
サポートセンターふかふか (全)	浜田市殿町 103-1	0855-22-8007
(株) 爽やかケア山陰 (全)	江津市江津町 890-2	0855-54-0570
サンキ・ウエルビィ 介護センター浜田 (全)	浜田市黒川町 4196 岡本ビル 2F 1号	0855-22-7951
(有) 三晃 (全)	浜田市下府町 1579-2	0855-24-8582
スマイル・ ヘルパーステーション (全)	浜田市港町 293-2	0855-23-5596
ニチイケアセンター浜田 (全)	浜田市田町 1681 小川ファミリービル 2F	0855-24-2027
浜田市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所 (全)	浜田市野原町 859-1 浜田市総合福祉センター内	0855-22-0094
ヘルパーステーション 合歓の郷 (全)	江津市後地町 821	0855-55-3131
ヘルパーステーション ひまわり (全)	邑智郡邑南町中野 3594-21	0855-95-3250
訪問介護センターさくらえ (全)	江津市桜江町 小田 138-1	0855-92-1440
弥栄ヘルパーひだまり (全)	浜田市弥栄町 木都賀イ 539-1	0855-48-2740
ヘルパーステーションいぶき (全)	浜田市熱田町 716-34	0855-27-0767

就労移行支援事業

施設名	住 所	電話番号
ワークくわの木浜田事業所（全）	浜田市野原町 2433-2	0855-23-1248
ワークくわの木熱田事業所（全）	浜田市熱田町 493-3	0855-27-0101

就労継続支援A型事業（雇用型）

施設名	住 所	電話番号
就労継続支援A型事業所 しおかぜ（精/知）	浜田市港町 277	0855-28-7630
ワークくわの木 金城第2事業所（全）	浜田市金城町下来原 1541-8	0855-42-0039

就労継続支援B型事業

施設名	住 所	電話番号
アクティブ工房（全）	浜田市港町 284-8	0855-23-7913
就労継続支援B型事業所 しおかぜ（精/知）	浜田市港町 277	0855-28-7630
やさか風の里（全）	浜田市弥栄町木都賀 506-2	0855-48-3263
ワークくわの木 金城第1事業所（全）	浜田市金城町七条イ 675-8	0855-42-1543
ワークくわの木 金城第2事業所（全）	浜田市金城町下来原 1541-8	0855-42-0039
ワークくわの木 江津事業所（全）	江津市江津町 1110-20	0855-52-2806
ワークくわの木 浜田事業所（全）	浜田市野原町 2433-2	0855-23-1248

生活介護事業

施設名	住 所	電話番号
生活介護事業 島根療護園（身）	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
生活介護事業所 「ひまわり」（精/知）	浜田市港町 285-1	0855-28-7630
生活介護事業所 ぴゅあ殿町（全）	浜田市殿町 21-1	0855-22-8085
生活介護事業所 ぴゅあ松原（全）	浜田市松原町 277-9	0855-22-8190
生活介護事業所 「浜っ子」（知）	浜田市殿町 83-122	0855-22-2824
ワークくわの木 熱田事業所（全）	浜田市熱田町 493-3	0855-27-0101
ワークくわの木 江津事業所（全）	江津市江津町 1110-20	0855-52-2806
ワークくわの木 金城第1事業所（全）	浜田市金城町 七条イ 675-8	0855-42-1543

自立訓練（生活訓練・機能訓練）事業

施設名	住 所	電話番号
アクティブ工房（精/知）	浜田市港町 284-8	0855-23-7913

施設入所支援

施設名	住 所	電話番号
桑の木園	浜田市金城町七条ハ 559-2	0855-42-0091

グループホーム事業

施設名	住 所	電話番号
共同生活援助・共同生活介護 事業所「港夢」（精/知）	浜田市港町 285-1	0855-22-8115
サポートセンターふかふか（知）	浜田市殿町 103-1	0855-22-8007

ケアホーム事業

施設名	住 所	電話番号
共同生活援助・共同生活介護 事業所「港夢」(精/知)	浜田市港町 285-1	0855-22-8115
サポートセンターふかふか(知)	浜田市殿町 103-1	0855-22-8007
ケアホーム 輝き(身)	江津市渡津町 1926	0855-52-2442
ぴゅあホーム(全)	浜田市内村町 794-1	0855-27-0099

地域活動支援センター

施設名	住 所	電話番号
浜田市あさひひまわり工房	浜田市旭町本郷 362-6	0855-45-1645
地域活動支援センター 「オアシス」	浜田市港町 285-1	0855-22-8115
浜田市みすみ 地域活動支援センター きずな	浜田市三隅町向野田 581	0855-32-2311
浜っ子作業所(知)	浜田市殿町 83-122	0855-22-2824

地域の社会資源等

施設名	住 所	電話番号
日本盲導犬協会 島根あさひ訓練センター	浜田市旭町丸原 155-15	0855-45-8311
浜田市子育て支援センター (すくすく)	浜田市松原町 235-1	0855-22-1253
浜田教育センター	浜田市長沢町 1550-1	0855-23-6784
(通級指導教室) 浜田市立松原小学校	浜田市浅井町 1415-2	0855-23-2814
(通級指導教室) 浜田市立三隅小学校	浜田市三隅町古市場 450	0855-32-4041
(通級指導教室) 浜田市立第一中学校	浜田市黒川町 3745	0855-22-0946
(通級指導教室) 浜田市立三隅中学校	浜田市三隅町古市場 1991	0855-32-0062

— 浜田市障害福祉計画 —
第3期（平成24～26年度）計画

発行年月日 / 平成24年3月
発行 / 島根県浜田市
編集 / 浜田市 健康福祉部 高齢者障がい者福祉課
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
TEL : (0855)22-2612(代表)
(0855)25-9322(直通)
FAX : (0855)23-4922